

指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入等を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準をもって運用されてきました。しかし、平成25年度末に厚生労働省が実施したアンケート調査の結果によると、所在不明な指定工事事業者が約3,000者、年間の違反行為件数が1,740件、苦情件数が4,864件などとなっており、トラブルが多発している実態が明らかになりました。

その原因として、現行制度では新規の指定のみが規定されているため廃止、休止等の状況が把握されにくいことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には水道事業者による講習会の実施や指導、監督等が困難になっていることが指摘されています。

よって、政府は、不適格な工事事業者を排除し、給水装置の継続的なメンテナンスを可能にするなど、水道利用者の安全、安心の確保に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 建設業と同様に、指定給水装置工事事業者制度に更新制を導入すること。
2. 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の促進や、管路の更新、耐震化等を通じて、将来にわたって安全な水の供給を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月28日

枚方市議会議長 大塚光央

〈提出先〉

厚生労働大臣